

芝山町田園型居住地創出拠点整備事業事業者指定要綱を次のように定める。

令和4年2月2日

芝山町長 麻生 孝之



芝山町告示第6号

芝山町田園型居住地創出拠点整備事業事業者指定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、周辺の営農環境との調和に配慮しつつ、芝山町田園型居住地創出拠点の整備促進を図り、町の人口増に繋がる居住地形成を実現するため、芝山町田園型居住地創出拠点整備事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けることができる事業者（以下「指定事業者」という。）の指定について、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 指定事業者は、芝山町田園型居住地創出拠点整備事業の事業者募集に係る公募型プロポーザルにおいて、最優秀提案者として選定された者で、法人又は複数の法人により構成されたグループ（以下「法人等」という。）とする。

(指定の申請)

第3条 指定事業者の指定を受けようとする法人等は、原則として、当該事業の着手予定日の30日前までに、芝山町田園型居住地創出拠点整備事業事業者指定申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添え、町長に申請するものとする。ただし、グループでの指定を受けようとする場合には、代表事業者を定め、当該事業者が申請手続きを行うものとする。

- (1) 法人登記簿謄本
- (2) 事業計画書
- (3) 立地予定位置図
- (4) 施設の配置計画図

(5) グループ構成員一覧表（グループでの指定を受けようとする場合のみ）

(6) 委任状（グループでの指定を受けようとする場合のみ）

(7) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項各号に掲げる書類の提出を必要に応じて省略させることができる。

（指定事業者の決定）

第4条 町長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査して指定の可否を決定し、当該申請者に対して芝山町田園型居住地創出拠点整備事業事業者指定可否決定通知書（別記第2号様式）により、その旨を通知するものとする。

（指定事項の変更）

第5条 指定事業者は、第3条第1項の規定により提出した指定申請書及びその添付書類の内容を変更するときは、芝山町田園型居住地創出拠点整備事業事業者指定事項変更承認申請書（別記第3号様式）に町長が必要と認める書類を添付して、町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更と町長が定めるものについては、この限りでない。

2 町長は、前項による申請があったときは、芝山町田園型居住地創出拠点整備事業事業者指定事項変更承認（不承認）通知書（別記第4号様式）により指定事業者に通知するものとする。

（指定事業者の地位の承継）

第6条 合併、譲渡その他の理由により当該指定事業者の地位を承継しようとする者は、事業計画に定められた事項が確実に履行されると町長が特に認めた場合に限り、当該指定を承継することができる。

2 指定事業者の地位を承継しようとする者は、芝山町田園型居住地創出拠点整備事業指定事業者承継承認申請書（別記第5号様式）に承継を証する書面を添付して、町長の承認を受けなければならない。

3 町長は、前項による申請があったときは、これを審査して承認の可否を決定し、芝山町田園型居住地創出拠点整備事業指定事業者承継承認（不承認）通知書（別記第6号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

（指定の取消し）

第7条 町長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、指定事業者の指定を取り消すことができる。

- (1) 指定事業者である法人等を構成する法人が倒産し、又は解散したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により指定を受けたとき。
- (3) 法令又はこれに基づく処分に違反したとき。
- (4) 指定事業者が第3条第1項の規定により提出した指定申請書及びその添付書類の内容と異なる事業が行われていると認めるとき。

2 町長は、前項の規定により指定事業者の指定を取り消すときは、芝山町田園型居住地創出拠点整備事業事業者指定取消通知書（別記第7号様式）により指定事業者に通知するものとする。

（報告及び立入検査）

第8条 町長は、この要綱の施行に関し必要があると認めるときは、指定事業者に対して報告を求め、又は職員に当該事業所等に立ち入らせ、関係帳簿等を調査させ、若しくは関係人に質問することができる。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

別記第1号様式（第3条関係）

年 月 日

芝山町長 様

（代表事業者）

所在地

法人名

法人代表者名

印

芝山町田園型居住地創出拠点整備事業事業者指定申請書

当法人（当グループ）は、芝山町田園型居住地創出拠点整備事業事業者の指定を受けたいので、芝山町田園型居住地創出拠点整備事業事業者指定要綱第3条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

添付書類

- (1) 法人登記簿謄本（注1）
- (2) 事業計画書
- (3) 立地予定位置図
- (4) 施設の配置計画図
- (5) グループ構成員一覧表（代表事業者以外）（注2）
- (6) 委任状（注2）

（注1）グループで応募する場合、全ての構成員について提出

（注2）グループで応募する場合のみ提出

別記第2号様式（第4条関係）

第 年 月 日
号

様

芝山町長

芝山町田園型居住地創出拠点整備事業事業者指定可否決定通知書

年 月 日付けで申請のあった芝山町田園型居住地創出拠点整備事業事業者の指定については、下記のとおり決定したので、芝山町田園型居住地創出拠点整備事業事業者指定要綱第4条の規定により通知する。

記

- 1 指定の可否
- 2 代表事業者の名称
- 3 グループの構成員の名称
- 4 その他

別記第3号様式（第5条関係）

年 月 日

芝山町長 様

（代表事業者）

所在地

法人名

法人代表者名

印

芝山町田園型居住地創出拠点整備事業事業者指定事項変更承認申請書

年 月 日付け第 号で指定の通知を受けた芝山町田園型居住地創出拠点整備事業事業者について、下記のとおり変更を行いたいので、芝山町田園型居住地創出拠点整備事業事業者指定要綱第5条第1項の規定により申請します。

記

- 1 変更しようとする事項
- 2 変更しようとする理由

別記第4号様式（第5条関係）

第 年 月 日
号

様

芝山町長

芝山町田園型居住地創出拠点整備事業事業者指定事項変更承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のあった芝山町田園型居住地創出拠点整備事業事業者の指定事項の変更について、下記のとおり決定したので、芝山町田園型居住地創出拠点整備事業事業者指定要綱第5条第2項の規定により通知する。

記

- 1 変更の可否
- 2 変更を承認した事項（不承認の理由）

別記第5号様式（第6条関係）

年 月 日

芝山町長 様

（承継事業者）

所在地

法人名

法人代表者名

印

芝山町田園型居住地創出拠点整備事業指定事業者承継承認申請書

年 月 日付け第 号で指定の通知を受けた芝山町田園型居住地創出拠点整備事業指定事業者について、下記のとおりその地位を承継したいので、芝山町田園型居住地創出拠点整備事業事業者指定要綱第6条第2項の規定により申請します。

記

- 1 被承継事業者 所在地
法人名
法人代表者名
- 2 承継事業者 所在地
法人名
法人代表者名
- 3 承継の理由
- 4 承継の年月日
- 5 添付書類

別記第6号様式（第6条関係）

第 年 月 号
年 月 日

様

芝山町長

芝山町田園型居住地創出拠点整備事業指定事業者承継承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のあった芝山町田園型居住地創出拠点整備事業指定事業者の地位の承継について、下記のとおり決定したので、芝山町田園型居住地創出拠点整備事業事業者指定要綱第6条第3項の規定により通知する。

記

- 1 承継の可否
- 2 被承継事業者 所在地
 法人名
 法人代表者名
- 3 承継事業者 所在地
 法人名
 法人代表者名
- 4 承継の年月日
- 5 その他（不承認の理由）

別記第7号様式（第7条関係）

第 年 月 日 号

様

芝山町長

芝山町田園型居住地創出拠点整備事業事業者指定取消通知書

年 月 日付け第 号で決定した芝山町田園型居住地創出拠点整備事業事業者の指定について、下記のとおり指定の取消しを決定したので、芝山町田園型居住地創出拠点整備事業事業者指定要綱第7条第2項の規定により通知する。

記

- 1 取消対象事業者の名称
- 2 指定取消の期日
- 3 指定取消の理由